

憲法 掲題

1 法第6条・25条には、虚偽表現という不用意な文言による刑罰法規による²虚偽の
 3 報告に関する事案についての虚偽表現の自由を規制している点で、憲法21条1項、
 4 憲法71条に反し違憲ではないかという問題がある。

5 (1) ほか、「表現の自由」(憲法21条1項)には民主的政治過程に資するとい
 6 う重要な役割があるとして、⁷虚偽表現は政治的意見決定となる国民の事案
 8 認識を歪めることを通じて民主的政治過程を歪める危険があるため、表現の
 9 自由、¹⁰い保障を本来的に考えざるを得ない。しかし、虚偽表現には、対価を償ふ通
 11 じてこれを補う事案も存在することより~~層明瞭に~~層明瞭に人々¹²に透徹
 12 した契機となり得るといふ役割もある(地方自治法111条1項、各口為新官
 13 表見等時)。しかも、事案性の救済分野においては、¹⁴虚偽表現の自由を
 15 あるかの判定が困難であることもあり、¹⁶にそのおかげで虚偽表現が表現の
 自由、¹⁷い保障を本来的に用いると¹⁸虚偽表現に萎縮効果を生じること¹⁹で懸念
 20 が²¹この市場が歪められるという危険も懸念される。そこで、前記虚偽
 22 表現の自由を²³表現の自由として憲法21条1項より保障する²⁴と解する。

(2) 法第6条・25条は、前記虚偽表現²⁵の²⁶虚偽により禁止すること²⁷で、
 前記虚偽表現の自由を²⁸規制している。

(3) 刑罰による表現規制については、²⁹罪刑法定主義の³⁰予知可能性の³¹萎縮効果除去
 32 要請から、³³文言の³⁴明確性も要求される(明確性一原則)。³⁵文言の³⁶明確性³⁷は通
 38 常の³⁹判断能力を有する一般人の⁴⁰理解に⁴¹おいて⁴²法令⁴³適用⁴⁴の⁴⁵標準⁴⁶を⁴⁷誤り⁴⁸取ること⁴⁹が
 50 ~~予知可能性~~ 23条が⁵¹本則⁵²に⁵³おいて⁵⁴定め⁵⁵られる。法第21条1項、⁵⁶違憲規定⁵⁷は
 58 具体的⁵⁹に⁶⁰おいて⁶¹虚偽表現⁶²に⁶³相当⁶⁴する⁶⁵文言⁶⁶の⁶⁷明示⁶⁸が⁶⁹必要⁷⁰である。このため、
 71 通常⁷²の⁷³判断能力を有する⁷⁴一般人の⁷⁵理解⁷⁶に⁷⁷おいて⁷⁸この⁷⁹文言⁸⁰の⁸¹虚偽表現⁸²に

当らば、重復を讀み取ることで成り立つから、明約性原則に反し得る。

また、合憲性判断よりも明確性を担保すべきから、表現規制については合憲性判断が許容されるべきには、之を疑いの除去という合憲性判断の目的及び表現行為に与える害悪効果、除去の要請を照らし、①解釈の結果、規定中の違憲的適用部分と合憲的適用部分とが明確に分離し得ることで、②通常判断能力を有する一般人の理解に於いて①の解釈の結果を規定から読み取る必要である。法条

6条、25条の目的は「虚偽表現」による社会的混乱を防止することである(法条)としてあるから、禁止する「虚偽表現」とは公衆の利害に与える害悪について、
真実の反する表現による社会的混乱を防止するに必要かつ限定的な形式で、

合憲的適用部分と違憲的適用部分を明確に分離し得る(①)。また、法条6条、25条の目的が法条6条に規定されているから、通常判断能力を有する一般人の理解に於いて

①の解釈の結果を法条6条から読み取るべきである(②)。したがって、合憲性判断よりも、
明確性を担保すべきから、法条6条、25条は明約性原則(反)に
照して合憲性(条)を2条に反しない。

2- 法条6条、25条は、~~憲法~~から、前記虚偽表現の自由を侵害するものとして憲法21条に反し得るものとして認められる。

11) 確かに、前記虚偽表現の自由は価値表現としての保障、軽微な後述するところ
を以て、(1) 前記(在外)言論を通じて後述するところ、在外表現の自由としての
重要性があるといえる。また、法条6条、25条は表現内容規制であるから、

国が自ら進んで前記表現を抑制する目的は、~~表現~~を要するとして、~~表現~~の過程が
全く異なる類型の反例がある。すなわち、法条6条、25条は ①立法目的が公衆の
ため公衆の利益保護に在り、(2) 目的手段が立法目的を達成する手段
として必要かつ限定的なものであると認められる。

(2) 預けに、甲某の「化学場、爆発物」の降下、虚偽表示がSNS上で流布されたことにより、
甲某の「化学場、爆発物」の降下、虚偽表示がSNS上で流布されたことにより、
立法趣意が示された。虚偽表示による「虚偽表示」については相当な規模、内容
の禁止であることが想定される。二、よって複製・内容・虚偽表示の防止が(法第
(条)の目的は、そのほかの公共の利益を侵害するおそれがある(1)。

また、前記立法趣意から前記虚偽表示が虚偽表示の防止が(法第25条)の
同条内作が認められる。異例による禁止による影響の抑制効果を通じて前記虚偽表示
を抑制する(1)の効果を認められるから、法第25条には立法目的で認められる
として手段適合性がある。よって、現行法、規定で虚偽表示を一般に禁止して
おける規制の陣間が認められる(2)から、手段必要性も認められる。

しかし、本法は自ら自由に真実を伝達する(1)の制限が認められる(2)から、手段
の必要性が認められる。また、法第25条には「政府機関等」のみに適用される
不平等を認められる(3)から、複製に該当するコントロールを通じて複製行為の
防止が認められる(4)から、手段の必要性が認められる(5)。

(2)から、複製行為の手段の必要性が認められる(2)。法第25条は憲法21条に反し、
立法趣意(2)

1. 法第9条、26条には、「特定虚偽表示」という不明確な文言による刑罰法理によつて
SNS事業者の「特定虚偽表示」の自由を^{規制}認められる(1)として憲法21条2項、憲法31条に反し
憲法21条に反する旨がある。

(1) SNS事業者が個人・利用者が投稿した事項を自ら~~の責任~~で~~その責任~~
^{その責任}の責任を負う(2)から、SNS事業者自身の責任を負う(1)の側面も
あり得る(3)から、(2)虚偽表示(1)点に於いては立法趣意(1)の目的が認め

3. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23.

3. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23.

(2) 選挙9条、26条は、SNS事業者、前記義務、SNS事業者に対する障害発生、知見の発生等に対
する意思を定めること、前記自由を制約しない。

(3) 本、これ、前記障害発生「特定目的型」一見体内差が選挙9条15号、2号で定め
られているから、選挙判断能力を有する^{SNS事業者}一般、理解はよい、いかなる型が特定
目的型に該当するかについて、事情を誤らざるべきである。(以下、^{前記}原則
体内差では選挙21条以下で選挙31条に反した。

2. 選挙9条、26条は、選挙権者から、SNS事業者、前記自由を侵害する、これ、選挙21
条に反し選挙21条以下の反意がある。

(1) SNS事業者が現代社会における重要な情報流通基盤であるから、SNS事業者、前記自由
に選挙自由として重要である。また、選挙9条、26条は、選挙権者から、(以下、^{前記}
本、選挙権者は選挙権者①と同様、選挙権者、選挙による新設されるべきである。

これについては、選挙権、選挙権者から、選挙権者から認められる(選挙9条)
こと、選挙権者の選挙権、選挙権者による選挙権者による(個人の内閣選挙、伊藤委員等
補足意見等)である。選挙9条、26条による選挙権者から選挙権者による選挙権者による
本、選挙権者から、選挙権者による選挙権者による選挙権者による選挙権者による選挙権者による
から選挙権者による選挙権者による選挙権者による選挙権者による選挙権者による選挙権者による。

(1) 投票権者による選挙権者による選挙権者による選挙権者による選挙権者による選挙権者による
本、選挙権者から、選挙権者による選挙権者による選挙権者による選挙権者による選挙権者による

(2) 選挙9条、26条、本は、選挙権者による選挙権者による選挙権者による選挙権者による選挙権者による
15条1が民主主義社会における重要な権利であること、選挙権者は選挙権者による選挙権者による
本、選挙権者から、選挙権者による選挙権者による選挙権者による選挙権者による選挙権者による

保護方針の付与(①)。特に、個人情報に由来する個人情報の取扱いに優遇措置が設けられている。

当該事業が実施される場合において、当該事業が実施されることにより、個人情報の取扱いが適切に行われ、個人情報の漏えい防止に努められていること、また、個人情報の取扱いが適切に行われ、個人情報の漏えい防止に努められていること、また、個人情報の取扱いが適切に行われ、個人情報の漏えい防止に努められていること、

しかし、~~当該~~事業者は、個人情報の取扱いが適切に行われ、個人情報の漏えい防止に努められていること、また、個人情報の取扱いが適切に行われ、個人情報の漏えい防止に努められていること、また、個人情報の取扱いが適切に行われ、個人情報の漏えい防止に努められていること、

個人情報保護法上の観点から、個人情報の取扱いが適切に行われ、個人情報の漏えい防止に努められていること、また、個人情報の取扱いが適切に行われ、個人情報の漏えい防止に努められていること、また、個人情報の取扱いが適切に行われ、個人情報の漏えい防止に努められていること、

なお、当該事業者は、個人情報の取扱いが適切に行われ、個人情報の漏えい防止に努められていること、また、個人情報の取扱いが適切に行われ、個人情報の漏えい防止に努められていること、また、個人情報の取扱いが適切に行われ、個人情報の漏えい防止に努められていること、

3. 法律第26条、27条は、SNS事業者に対して、個人情報に起因する音楽・音解・防衛・防衛
 A事業者が与えられていること、SNS事業者、事業者間の取扱いが適切に行われ、個人情報の漏えい防止に努められていること、また、個人情報の取扱いが適切に行われ、個人情報の漏えい防止に努められていること、

11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23

以上